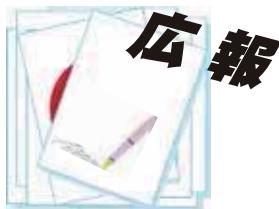


第2章 情報の公開と共有

【権利と役割】

町が保有する「情報」は、共有の財産として町民と公共が利用すべきものです。そこで、第2章では、情報公開や情報提供に係る基本的な事項などについて規定しています。



みんなが参加して「まちづくり」を進めるために、情報共有は大事なことね！
町は、情報提供だけでなく、分かりやすく説明（機会の設定）する責任もあるのね！



皆さんにしつていただきため、広報やホームページでの情報発信だけでなく、懇談会や説明会を開催したり、町政執行方針や政策的な事業を紹介する「安平町のまちづくり」なども配布しています。



わしらの個人情報
は、ちゃんと守
られてるのか？

個人情報は、
適正に管理！

町が保有する情報の公開を保障する一方で、個人の権利や利益が侵害されないように、町が保有する個人情報を適正に管理し、取り扱うことを見定めています。

ぼくにも知る権利が
あるけど、教えてく
れるの？



大丈夫！

安平町では、平成18年3月に制定した「安平町情報公開条例及び施行規則」、「安平町個人情報保護条例及び施行規則」に基づきながら、これまで、そしてこれからも適正な運用をしていくことにしているんだよ。

まちづくり基本条例に定める基本理念を実現するために、第2章ではその権利などをもっと明確にしたんだ！



みんな、不安そう…

安平町には、今まで「情報の公開」や「個人情報保護」のルールはなかったの？

先読み

第3章 町民参画の推進

第3章は、広報あびら11月号で紹介しますが、少し先に予習をしておきましょう。

「町民参画」の定義については、第1章で説明しました。町の政策の各段階に、町民の皆さんのが主体的に参加してかかわるためにも、『町民の権利』をしっかりと保証することが必要よ！

– 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります –

– 町民は、まちづくりに参画し意見を述べる権利があります –

そして、大事なことは、まちづくり（町政）に参画する町民皆さんのが、自らの発言や行動に責任を持つことです。

